

向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 9 月 29 日(月)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	環境社会配慮
対象国及び類似地域	エクアドル及び全世界
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

エクアドルでは土砂災害は深刻な自然災害の一つであり、全自然災害犠牲者のうち4割以上が土砂災害による(DesInventar, 1970-2019)。エクアドルの首都キト市(人口約287万人(2022年)、面積4,235km²)は、2006年から2019年の間に約2,000件の土砂災害が発生している(毎年平均130件の大小の土砂災害発生(DesInventar及びキト市役所))。しかし、近年のキト市の人口増加に伴い、斜面や溪流の土砂の流下リスクの高い地域へ居住地がさらに拡大している。具体的には、2022年1月に、居住区が広がるキト市La Gasca地区の溪流にて土石流が発生し、死者28名、負傷者52名、家屋全壊9戸、半壊59戸の被害が生じた。また、2024年4月にも同溪流で土石流が発生し、死者1名、負傷者42、家屋半壊18戸の被害が出た。

エクアドルでは、土砂災害について地質・エネルギー調査庁(Instituto de Investigación Geológico y Energético。以下「IIGE」という。)が地方自治体に対して科学的な見地から土砂災害発生後の基礎的調査に関する技術的支援を行っている。また、地方自治体も主要な役割を担い、キト市では市役所(Municipio del Distrito Metropolitano de Quito。以下「MDMQ」という。)のリスク管理局が土砂災害リスク評価、構造物を含む対策物の計画策定、設計・施工を担う。また、火山堆積物の流動現象(ラハール)のリスク評価、構造物を含む対策物の計画策定、設計・施工については国立理工科大学・地球物理学研究所(Instituto Geofísico de la Escuela Politécnica Nacional。以下「IG-EPN」という。)が担う。JICAは技術協力「土砂災害リスク減少能力向上プロジェクト」(2021-2025)を実施し、土石流に関する調査・分析能力の向上、リスク評価及びハザードマップ策定能力の向上、早期警戒、避難体制の強化、土地利用規制/開発基準へのリスク評価を行ってきたが、土石流対策の適切な施設配置計画及び設計を行った経験はエクアドル側の関係機関は十分にない。

当国の法体系としては、憲法第389条及び第390条により地方分権に基づく災害リスク管理がなされており、各省庁及び市区町村が自らの管轄地域内において直接的責任を負うと明記されている。国家開発計画(2021-2025)では、第3軸「総合安全保障」の目標9.「治安、公共秩序、危機管理を保証する」として全部門・地域レベルにおける災害リスク軽減の推進が唱えられており、La Gasca

地区を含むキト市は「包括的災害リスク管理のためのメトロポリタン計画 2020-2030」において、災害リスクに関する情報や知識を地域的・セクター横断的なアプローチで継続更新しながら、各組織やコミュニティを含む全階層に普及し、住民の被災を予防・軽減することを目標に掲げている。

このことから、エクアドル及びキト市の土砂災害リスク軽減に資する構造物対策の促進に必要な作業フローの質の向上を図る「土砂災害リスク減少のための構造物対策能力強化プロジェクト」（以下「本事業」という。）は、構造物対策の実施を中心に、これらエクアドルの計画各種の達成に貢献するものとして位置付けられている。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整・連携しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 準備業務（2025 年 11 月上旬）

- ① エクアドル側関係機関との協議及び交渉に向けて、JICA 防災・復興グローバルアジェンダを理解する。
- ② JICA 地球環境部防災グループ、JICA エクアドル事務所他との事前打合せ、対処方針会議等に参加する。
- ③ 要請背景・内容を把握（要請書・前案件及び関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、エクアドル側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（英文＋機械翻訳西語版）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ④ 本団員担当分野の調査工程（案）及び本体技術協力事業の枠組み（案）を検討し、現地渡航前に JICA と協議・決定する。特に（２）に先立ち、収集情報リストを作成し JICA と協議する。

（２） 現地業務（2025 年 11 月中旬～2025 年 12 月中旬）

- ① JICA エクアドル事務所との打合せに参加し、それに必要な資料作成等を行う。
- ② エクアドル側関係機関と担当分野における調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や現地調査を通じ、担当分野に係る情

報・資料を収集し、現状を把握する。

ア) 想定される本体の事業内容について、特に環境社会配慮が必要な事項を確認する。「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月公布）」（以下「JICA 環境社会配慮ガイドライン」という。）に基づき、環境所掌官庁等を対象に環境社会配慮に関する以下の事項の現状把握及び資料・情報の収集、分析・検討を行う。特に、砂防施設計画団員と協議し、対象となるサイトに関連する議論に応じた調査を実施する。

（調査事項）環境社会配慮に係る行政組織、法制度、政策、計画、環境社会配慮に係る関係機関・関係部局の役割・責任分担、業務・手続きフロー等

④ JICA 環境社会配慮ガイドラインによるカテゴリ分類に基づく以下の調査を実施する。

ア) 環境アセスメント制度、住民移転・用地取得に係る法制度概要の調査

イ) 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮調査の TOR 案の作成

ウ) 土石流構造物対策において配慮すべき文化・社会規範・慣習の確認

⑤ 本事業で検討する技術協力に際し、JICA 環境社会配慮ガイドラインで求められる手続きが必要になることをエクアドル側に説明し、本調査期間中に事前合意を得るための支援を行う。

⑥ 上記を踏まえ、担当分野に係る本体技術協力事業の協力枠組み（案）、調査工程（案）、実施手法（案）、投入規模（案）、必要な機材及び調達方法、先方政府負担事項（案）を作成する。

⑦ 担当分野に関し、本体技術協力事業で想定される現地再委託による作業（案）及び現地再委託 TOR（案）の検討並びに現地コンサルタントに関する情報収集（組織規模、技術者数、保有機材・施設、関連業務実績、契約単価等）を行い、当該見積りを取得する。

⑧ 担当分野に関する先方政府向け説明資料作成を行う。

⑨ 担当分野にかかる Project Design Matrix (PDM)（案）、Plan of Operations (PO)（案）、協議議事録 (Minutes of Meetings : M/M)（案）及び協合力合意文書 (Record of Discussion : R/D)（案）の作成を支援する。

⑩ JICA 調査団到着前にオンラインで調査進捗を JICA に定期報告する。

- ⑪ 担当分野に係る現地調査結果を JICA エクアドル事務所、関係機関等に最終報告する。

(3) 整理業務 (2025 年 12 月中旬～2025 年 12 月下旬)

- ① 現地業務を踏まえ、JICA が取りまとめる事業事前評価表 (案)、リスク管理チェックシート (案)、案件枠組み (案) の作成に担当分野の観点で協力する。
- ② 詳細計画策定調査結果報告会等 (帰国報告会、国内打合せ等) に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査結果報告書を作成するとともに、評価分析団員による全体とりまとめに協力する。記載項目 (目次) は、現地業務開始までに作成し、JICA の確認を得る。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書及び収集資料一式

2025 年 12 月 26 日 (金) までに提出。

担当分野に係る調査結果の取りまとめ資料を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版 (以下同じ) の「XI. 業務実施契約 (単独型)」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 11 月 13 日～12 月 12 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者より 2 週間程度遅れて現地調査を開始する予定であり、本業務従事者より数日前に現地調査を完了する場合があります。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 砂防施設計画 (JICA が別途契約するコンサルタント)

エ) 評価分析・ジェンダー (JICA が別途契約するコンサルタント)

オ) 環境社会配慮 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA エクアドル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳傭上：あり

オ) 現地日程のアレンジ：JICA 団員到着前の関係機関への面談アレンジについては、JICA 事務所が支援しますがコンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

- JICA グローバルアジェンダ No.20：防災・復興を通じた災害リスク削減

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/disaster/index.html>

- ODA見える化サイト：エクアドル国 土砂災害リスク減少能力向上プロジェクト
土砂災害リスク減少能力向上プロジェクト | ODA見える化サイト
- エクアドル国土砂災害リスク減少能力向上プロジェクト業務完了報告書（JICA報告書PDF版 (JICA Report PDF)）

（３）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効となります。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エクアドル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と

協議の上決定します。

- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上